

第3問

解答を「○」または「×」で記入しましょう。



問1	相続放棄は、放棄をする相続人単独で行うことができます。相続が開始したことを知ってから3か月以内に、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に申述書を提出し、それが受理されることによって認められます。	×
問2	自筆証書遺言書保管制度を利用した自筆証書遺言書については検認は不要です。なお、この制度に係る自筆証書遺言書は、所管の法務局（大和市の場合は、横浜地方法務局厚木支局）で保管します。	×
問3	兄弟姉妹は相続人になることはできますが、遺留分の請求は認められていません。遺留分とは法定相続分とは異なり、必要最低限度もらえる相続財産のことです。	○
問4	法律上は散骨に関する記載がないため、ほとんどの地域では散骨が可能です。自治体の条例により撒く場所を限定していたり、もしくは禁止していたりするところもあるので、注意が必要です。	×
問5	①遺言者本人が自筆で全文を書く（※添付の財産目録以外）②作成した日付を正確に自筆で書く③戸籍上の氏名を自筆で書く④名前の後に印鑑を押す⑤訂正には印を押す、欄外にどこを訂正したかを書いて署名する、ことが必要です。	○
問6	相続関係者（①相続人全員②受遺者（相続人以外の第三者）③遺言執行者）全員の同意がある場合は遺言によらずに遺産分割協議できるほか、遺言書通りの財産分割をして遺留分を侵された相続人は、遺留分減殺請求ができます。	○
問7	各相続人は、「相続開始時の預貯金残高×1/3×法定相続分（その相続人の法定取り分）」又は「金融機関ごとに150万円まで」のいずれか低い額まで、家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払い戻しを受けることができます。	×
問8	一般的に、社会貢献活動に役立てることなどを目的に、被相続人の遺産を遺言によって特定の団体や個人に寄付することです。	○

自宅で学ぼう！

第11回

やまと



終活



クイズ

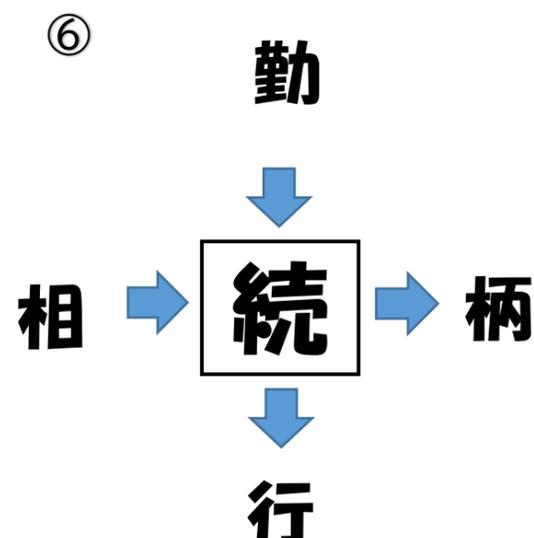
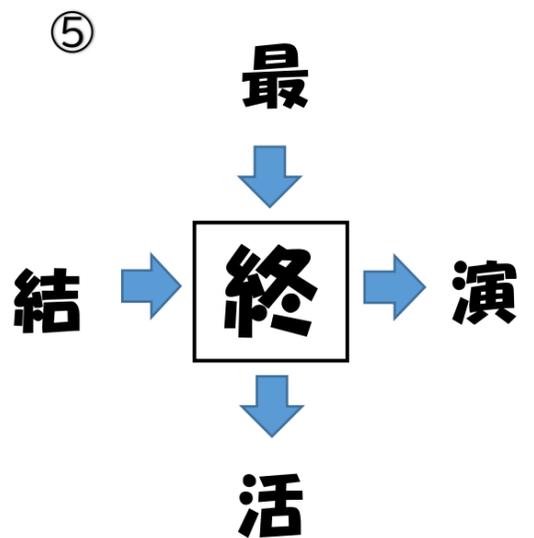
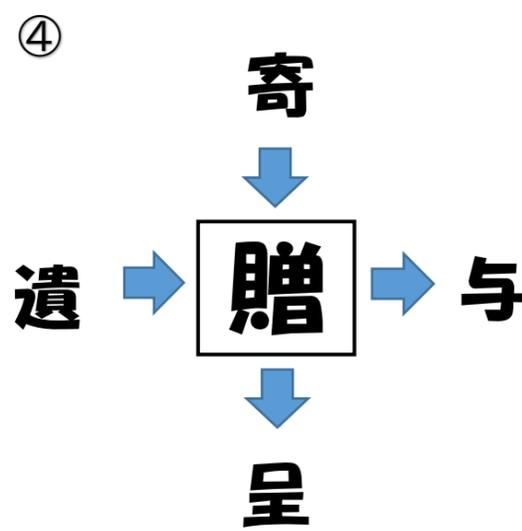
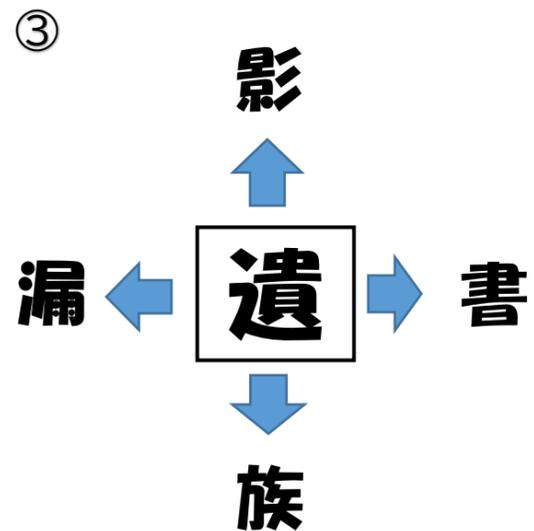
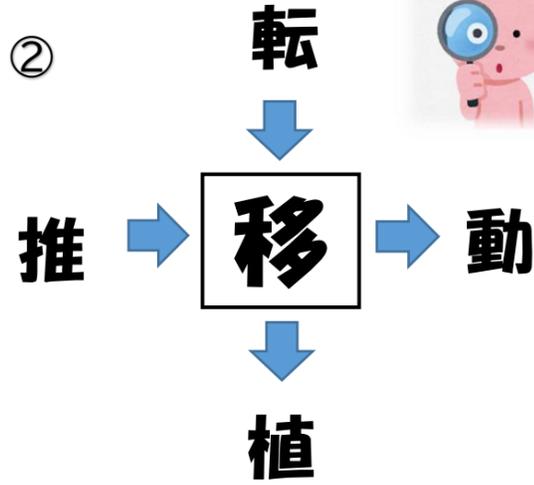
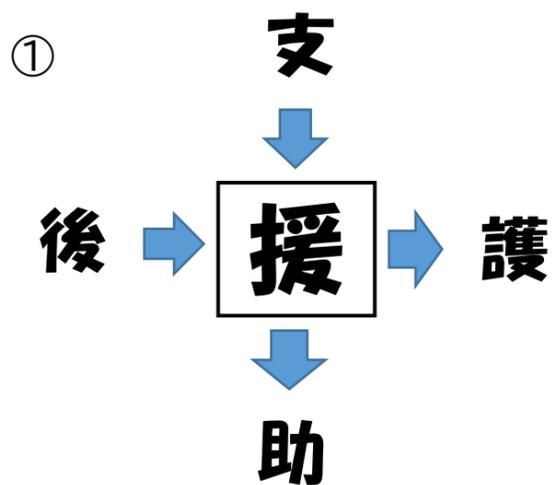
【解答と解説】

第11回「やまと終活クイズ」へのご参加ありがとうございました。

解説を添えてお返ししますので、ぜひ、見直しをしてみてくださいね。

第1問

<1問5点・30点満点>
□に入る漢字は何でしょう？



第2問

<1問10点・30点満点>
終活に関連する言葉が隠れています。
並べ替えて言葉を作ってみましょう。



① (孫)→(ひまご)→(やしやご)→(??)

更に昆孫(こんそん)→「仍孫(じょうそん)」→「雲孫(うんそん)と続きます。

②

い (2) ん (4) づ (3)

い (1)

らいそん (来孫)

② 亡くなる前に行う葬儀のことで、お別れ会という考えで、催しま

③

う (6) ぜ (3) 丹 (1)

ん (5) い (2)

ん (4)

せいぜんそう (生前葬)

③ アドバンス・ケア・プランニング(Advance Care Planning)の愛称です。あなたの大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて、自ら考え、また、あなたの信頼する人たちと話し合うことを言います。

④

ん (2) じ (1) 世 (3)

い (6) い (4) 世 (5)

ん (7)

じんせいかいぎ (人生会議)